

(証券コード6279)
(発信日) 2023年4月27日
(電子提供措置の開始日) 2023年4月20日

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都はなだ二丁目1番2号

株式会社 **瑞光**
代表取締役社長 梅 林 豊 志

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。本総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、本総会に関しましては、書面交付請求を行っていない株主様に対しても、電子提供措置事項（書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面に記載しない事項を除きます。）を記載した書面をお送りいたします。

【当社ウェブサイト】

<https://www.zuiko.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、上段メニューより「投資家情報」「IRライブラリー」「その他の開示書類」を順に選択いただき、「第60回定時株主総会招集ご通知」及び「第60回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項（交付書面非記載事項）」として掲載している資料をご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6279/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Sho>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「瑞光」又は「コード」に当社証券コード「6279」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行役することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月17日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月18日(木曜日)午前10時開会
2. 場 所 大阪府茨木市彩都はなだ二丁目1番2号
当社本社(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期(2022年2月21日から2023年2月20日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期(2022年2月21日から2023年2月20日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

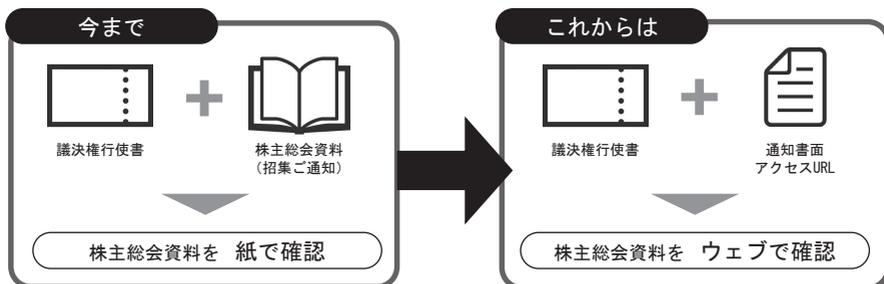
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあつての決定事項
- (1) インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておりません(これらの書面につきましては、電子提供措置事項を掲載している上記インターネット上の各ウェブサイトをご参照ください。)。したがって、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会資料の電子提供制度のお知らせ

従前紙媒体でお送りしていた株主総会資料は会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、インターネット上の当社ウェブサイト等で提供することとなりました。本総会は電子提供制度の対象となりましたが、新制度施行後の初回の株主総会であることを鑑み、今回はすべての株主様に対し従前通り紙媒体での株主総会資料をお送りしております。今後の紙媒体での資料提供は、株主様のご意見及び紙資源の節約による地球環境負荷の軽減等を総合的に勘案しながら判断してまいります。



インターネットのご利用が困難な株主様へ

書面で受領するためのお手続き (書面交付請求) が可能です。

Q 「書面交付請求」とは？

A インターネットを利用することが困難な株主様を保護するためのお手続きです。お申し出いただいた株主様には株主総会資料を書面でお送りします。なお、書面交付請求を行わなくても、URL等を記載した通知書面を議決権を有する全ての株主様にお送りします。

Q 「書面交付請求」の受付期限は？

A 株主総会の議決権の基準日までにお申し出が必要です。2024年5月定時株主総会の書面交付請求の受付期限は、2024年2月20日です。お手続きには、お時間がかかる場合がございますので、余裕を持ってお早めにお手続きをお願いいたします。

Q お手続き方法は？

A 証券会社にお申し出の場合は、保有銘柄の口座を開設している証券会社へお問い合わせください。株主名簿管理人にお申し出の場合は、書面での受領を希望される銘柄ごとに申出書面のご提出が必要です。

【ご注意】一連のお手続きには費用がかかる場合があります。期限までにお手続きが完了しなかった場合は、その次の株主総会からお送りします。なお、書面交付請求は一定期間経過後に失効することがあります。

書面交付請求に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-696-505

【受付時間】 土日祝日等を除く平日 9:00～17:00



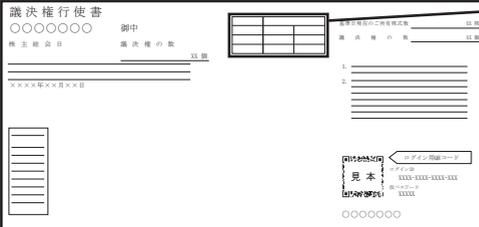
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>開催日時</p> <hr/> <p>2023年5月18日（木曜日） 午前10時</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年5月17日（水曜日） 午後5時15分入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年5月17日（水曜日） 午後5時15分到着分まで</p>
--	---	--

ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により事前の議決権行使が可能です。

議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 御中
株主総会 議決権の数 55 股
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 55 股

1. _____
2. _____
3. _____

印は捺印の欄に
見本
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにてログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

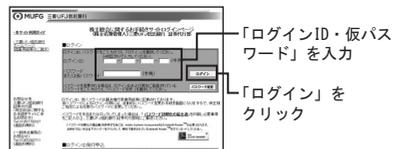


ログインID・仮パスワードを入力する方法

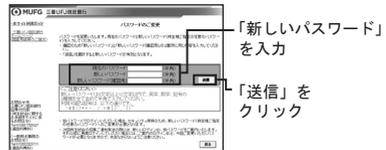
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(ご注意事項)

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

＜新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について＞

本年の定時株主総会は、昨年に引き続き、総会会場での新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した対応を以下のとおり実施させていただく予定です。ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方は、ご出席をお控えいただくことをお勧めいたします。
- ・発熱、咳等の症状のある方、新型コロナウイルス等への感染が疑われる方は、ご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により事前の議決権行使が可能です。詳細は前記「議決権行使についてのご案内」をご確認ください。
- ・ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用と会場でのアルコール消毒をお願い申し上げます。
- ・感染防止のため、開催時間を短縮し、議事における報告事項（監査報告を含みます。）の一部について、具体的な説明等を省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただくなど、円滑な議事進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.zuiko.co.jp/>）でお知らせいたします。

【当社の対応について】

- ・役員及び運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

事業報告

(2022年2月21日から)
(2023年2月20日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されました。もっとも、半導体をはじめとした部品・原材料の供給不足や供給網の混乱、ロシア・ウクライナ情勢に起因した資源価格高騰等、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループでは持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、国内需要の取り込みと主力市場である北米、欧州、アジアの海外市場への積極展開に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、国内販売・海外販売総合で26,505百万円（前期比12.4%増）となりました。主な製品別売上高では、市場動向として大人用おむつの需要が高まったことから大人用紙おむつ製造機械8,541百万円（同87.0%増）となったほか、小児用紙おむつ製造機械10,227百万円（同8.0%減）、生理用ナプキン製造機械3,825百万円（同1.9%増）、その他機械1,291百万円（同20.1%減）、部品2,206百万円（同8.3%増）、その他413百万円（同15.0%減）となりました。

利益面については、増収ではあるものの原材料価格の高騰や円安の進行等による売上原価の増加、研究開発費の増加、瑞光（上海）電気設備有限公司の民事訴訟における裁判費用などの利益の押し下げ要因により、営業利益は1,803百万円（前期比16.0%減）と減益になりました。他方、円安による為替差益の発生、投資有価証券売却益及び瑞光（上海）電気設備有限公司の民事訴訟における和解金受取による特別利益の計上等により親会社株主に帰属する当期純利益は2,665百万円（同53.5%増）と増益になりました。

受注環境におきましては、設備投資の回復基調に加えて、新興国の大人用紙おむつ衛生用品需要を中心に持続的に推移しているため、総じて堅調に推移しており、当連結会計年度中の受注高23,712百万円（前期比4.9%減）、当連結会計年度末の受注残高14,650百万円（同24.2%減）となりました。

(製品別売上高)

製 品 別	第59期(2022年2月期)		第60期(2023年2月期)		前 期 比 増減(△)
	売上高	構 成 比	売上高	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
生理用ナプキン製造機械	3,754	15.9	3,825	14.4	1.9
小児用紙おむつ製造機械	11,118	47.1	10,227	38.6	△8.0
大人用紙おむつ製造機械	4,568	19.4	8,541	32.2	87.0
そ の 他 機 械	1,615	6.9	1,291	4.9	△20.1
部 品	2,038	8.6	2,206	8.3	8.3
そ の 他	486	2.1	413	1.6	△15.0
合 計 (う ち 海 外)	23,580 (17,477)	100.0 (74.1)	26,505 (21,083)	100.0 (79.5)	12.4 (20.6)

(製品別受注状況)

製 品 別	第59期(2022年2月期)		第60期(2023年2月期)		前 期 比 増 減(△)	
	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
生理用ナプキン製造機械	3,653	3,214	2,642	2,032	△1,010	△1,182
小児用紙おむつ製造機械	11,862	8,982	4,830	2,111	△7,032	△6,870
大人用紙おむつ製造機械	3,299	3,976	12,369	9,330	9,070	5,354
そ の 他 機 械	3,597	3,149	1,250	1,175	△2,346	△1,974
部 品	2,038	—	2,206	—	168	—
そ の 他	486	—	413	—	△73	—
合 計 (う ち 海 外)	24,937 (19,671)	19,323 (17,378)	23,712 (16,991)	14,650 (11,758)	△1,224 (△2,680)	△4,672 (△5,619)

2. 対処すべき課題

当社グループでは、2024年2月期～2026年2月期の3カ年を対象とした「第3次中期経営計画」を策定し、持続的な成長と高い収益性を実現できる企業へ躍進すべく、以下の課題に取り組みます。

(1) 衛生用品製造機械事業の収益性向上

① 海外市場のさらなる開拓

欧州市場やアジア・インド市場での受注拡大を目指すとともに、アメリカ市場への進出を準備してまいります。

② 製品の高付加価値化

加工機だけでなく、付帯設備の全てをZUIKOブランド化し、鍵を回すだけで設備を稼働開始できる状態で納品できるようにする「ターンキーソリューション」や、製品の省エネルギー化・材料効率の向上を実現する機械の開発を進めてまいります。

③ コスト競争力の向上

生産工場を集約したことにより、生産性を向上し、内製比率の拡大によるコストダウンや工番ごとの採算管理体制を強化してまいります。

(2) 社会課題の解決に貢献する新規事業への挑戦

既存の技術やノウハウを活用した事業に参入し、衛生用品製造機械以外の市場にも挑戦してまいります。

① メディカル事業

常備薬としての位置づけとして、ウインド・ケア商品の安定的な受注を目指してまいります。また、創傷被覆材やマスクに続く新たなヘルスケア商品やサービスの開発を強化してまいります。

② リサイクル事業

使用済み紙おむつ燃料化装置を国内外に展開していくとともに、各所のニーズに合わせて装置の改良も進めてまいります。

③ 介護事業

排泄ケア商品を国内外に展開してまいります。自動排泄処理装置だけでなく、専用おむつの販売も行い、介護者の負担軽減に貢献してまいります。

④ DX関連事業

当社の強みである多軸制御で培ったノウハウと、3DCADを用いた仮想空間上での機械設計及びシミュレーションによるデジタルツイン（※）を掛け合わせ、様々な産業機械分野に向けて新しいソリューションを提案してまいります。

※デジタルツインとは、リアル（物理）空間にある情報をIoTなどで集め、送信されたデータを元にサイバー（仮想）空間でリアル空間を再現する技術をいいます。

⑤ 金属加工事業

衛生用品製造機械事業で培った加工技術を強みに、他社の金属部品加工を受託することで新たな領域への加工技術を磨いてまいります。

(3) 持続的な企業価値向上に向けた基盤強化

① サステナビリティ

SDGsへの取り組みとして、当社製品・事業を通じた社会・環境への貢献だけでなく、当社工場での太陽光発電による電気を社有するEV車両に活用するなど、更なる省エネルギー施策を進めてまいります。

② 経営体制の強化

グループ本社の機能を強化し、当社グループ全体のガバナンス強化に努めるとともに、監査等委員会設置会社への移行により機動的な業務執行と経営の透明性を向上してまいります。

③ DXによる業務変革

3D設計の推進による設計業務の変革を推進するとともに、受注から製造に至る各プロセスに分散された情報の統合・共有を強化してまいります。また、グループ経営情報の見える化に取り組んでまいります。

これらの重点施策を中長期的な経営戦略として着実に実行し、当社グループ一丸となって、「第3次中期経営計画」に掲げる2026年2月期の目標である連結売上高：350億円、連結営業利益率：10.0%、ROE：7.0%の達成を目指してまいります。

3. 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 (2020年2月期)	第58期 (2021年2月期)	第59期 (2022年2月期)	第60期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売上高(百万円)	27,608	23,087	23,580	26,505
経常利益(百万円)	2,431	2,103	2,421	2,219
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,757	1,620	1,736	2,665
1株当たり当期純利益(円)	66.91	61.69	66.07	101.21
総資産(百万円)	34,942	42,325	50,213	49,643
純資産(百万円)	26,110	27,480	30,055	33,088
1株当たり純資産額(円)	990.20	1,041.69	1,138.92	1,252.73

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額については自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2020年8月21日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

4. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は756百万円であり、その主なものは、当社本社工場の特高・高圧設備工事に係る支出によるものであります。

当連結会計年度は、設備資金について特記すべき事項はありません。

当社グループの運転資金及び設備投資等に必要な資金は、自己資金に加えて、借入金及び社債(社債は第58期に発行済)によりまかなっております。

5. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
瑞光（上海）電気設備有限公司	中華人民共和国 上海市	1,850万 米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむつ製造機械の製造及び部品の販売並びにサービス業務
株式会社瑞光メディカル	大阪府摂津市	75,000千円	100.0%	医療材料及びその他医療用消耗品の製造販売 ペット用品及び介護用品の製造販売
ZUIKO INC.	アメリカ合衆国 ジョージア州	150万 米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむつ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州	4,000万 ブラジルレアル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむつ製造機械の製造及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国 バンコク都	7,400万 タイバート	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむつ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA	インドネシア共和国 西ジャワ州	240万 米ドル	100.0% (1.0%)	生理用ナプキン製造機械・紙おむつ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 カルナタカ州	65百万 ルピー	100.0% (0.00002%)	生理用ナプキン製造機械・紙おむつ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ市	25千 ユーロ	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむつ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
株式会社 ZUIKO INNOVATION CENTER	大阪府茨木市	50,000千円	100.0%	衛生用品、医療機器、医療用中間材料製造機械及び産業廃棄物リサイクル設備等の高度な研究開発と技術支援

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

6. 主要な事業内容

当社グループは主として生理用ナプキン製造機械、紙おむつ製造機械及びそれらに付随する機械装置、部品を製造販売しております。これらは、すべて受注生産の形態をとっております。

7. 主要拠点等

(当社)

本社並びに工場	大阪府茨木市
鳥飼中工場	大阪府摂津市
鳥飼上工場	大阪府摂津市
鶴野工場	大阪府摂津市

(瑞光 (上海) 電気設備有限公司)

本社並びに工場	中華人民共和国
---------	---------

(株式会社瑞光メディカル)

本社並びに工場	大阪府摂津市
---------	--------

(ZUIKO INC.)

本社	アメリカ合衆国
----	---------

(ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.)

本社並びに工場	ブラジル連邦共和国
---------	-----------

(ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.)

本社	タイ王国
----	------

(PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA)

本社	インドネシア共和国
----	-----------

(ZUIKO INDIA PRIVATE LIMITED)

本社	インド共和国
----	--------

(ZUIKO EUROPE GMBH)

本社	ドイツ連邦共和国
----	----------

(株式会社ZUIKO INNOVATION CENTER)

本社	大阪府茨木市
----	--------

8. 使用人の状況

(1) 企業集団の状況

使用人数 617名 (前連結会計年度末比22名減)

(2) 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
310名	6名減	39.1歳	10.1年

(注) 上記使用人数には、臨時従業員 (パートタイマー及び嘱託) 21名は含んでおりません。

9. 主要な借入先の状況

借入先	借入額 (千円)
株式会社日本政策投資銀行	2,750,000

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 76,000,000株
2. 発行済株式の総数 26,348,312株 (自己株式2,451,688株を除く。)
3. 単元株式数 100株
4. 株主数 9,260名
5. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	5,836	22.15
有限会社和田ホールディングス	3,600	13.66
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	2,251	8.55
和田 明 男	2,000	7.59
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 0M44	1,400	5.32
ユニ・チャーム株式会社	980	3.72
BNYM AS AGT / CLTS 10 PERCENT	707	2.69
白十字株式会社	615	2.34
株式会社GM INVESTMENTS	520	1.97
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	514	1.95

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。
 2. 当社は、自己株式を2,451,688株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	当社普通株式 17,000株	3名

- (注) 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式 (譲渡制限付株式) であります。

Ⅲ 新株予約権等の状況

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 新株予約権 1個当たり	行使価額 株式 1株当たり	行使期間
第1回 新株予約権	2016年 6月1日	308個	普通株式 30,800株	93,350円	1円	2016年 6月2日から 2066年 6月1日まで
第2回 新株予約権	2017年 6月1日	364個	普通株式 36,400株	78,550円	1円	2017年 6月2日から 2067年 6月1日まで
第3回 新株予約権	2018年 6月1日	316個	普通株式 31,600株	72,250円	1円	2018年 6月2日から 2068年 6月1日まで
第4回 新株予約権	2019年 6月3日	344個	普通株式 34,400株	69,675円	1円	2019年 6月4日から 2069年 6月3日まで
第5回 新株予約権	2020年 6月1日	192個	普通株式 19,200株	86,575円	1円	2020年 6月2日から 2070年 6月1日まで

(注) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、顧問、相談役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとします。

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる株式の 種類及び数	保有人数及び個数
第1回新株予約権	140個	普通株式 14,000株	取締役(社外取締役を除く) 2名 140個
第2回新株予約権	164個	普通株式 16,400株	取締役(社外取締役を除く) 2名 164個
第3回新株予約権	188個	普通株式 18,800株	取締役(社外取締役を除く) 2名 188個
第4回新株予約権	204個	普通株式 20,400株	取締役(社外取締役を除く) 2名 204個
第5回新株予約権	160個	普通株式 16,000株	取締役(社外取締役を除く) 2名 160個

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	梅 林 豊 志	最高経営責任者（CEO） 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事
取 締 役	徐 毅	瑞光（上海）電気設備有限公司 総経理 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事長
取 締 役	浅 田 哲 弘	瑞光（上海）電気設備有限公司 監事
取 締 役	和 田 昇	
取 締 役	日 置 政 克	T H K株式会社 社外取締役 株式会社すき家 社外取締役 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事
取 締 役	佐々木 道 夫	東京エレクトロン株式会社 社外取締役 株式会社SH I F T 取締役副社長
常 勤 監 査 役	岩 室 直	
監 査 役	竹 内 隆 夫	竹内総合法律事務所 所長
監 査 役	木 村 恵 子	木村恵子公認会計士事務所 所長 株式会社みやこ不動産鑑定所 代表取締役

- (注) 1. 取締役日置政克及び佐々木道夫の両氏は社外取締役であり、監査役竹内隆夫及び木村恵子の両氏は社外監査役であります。
2. 取締役浅田哲弘氏は2022年7月19日付で瑞光（上海）電気設備有限公司監事に就任しております。
3. 監査役木村恵子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役日置政克、佐々木道夫及び監査役竹内隆夫、木村恵子の4氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補償されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

ア 取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等については、当社は、役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経たうえで、2021年4月5日開催の取締役会において、その

内容に係る決定方針を決議しております。

イ 取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動も考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定金銭報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬等は、その職務に鑑み固定金銭報酬としての基本報酬のみで構成しております。

② 固定金銭報酬の額又はその決定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、当社は、2008年5月16日開催の第45回定時株主総会において退職慰労金の打切り支給を決議しており、当該決議時点で在籍していた業務執行取締役に対しては、月例の固定金銭報酬に加えて、当該決議及び当社の退職慰労金支給規程に従って、退任後に退職慰労金を支払うこととしております。

③ 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためのインセンティブとして位置づけ、各連結会計年度の売上高・営業利益・当期純利益・ROEを業績指標として、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給することとしております。

- ④ 非金銭報酬の内容及び当該非金銭報酬の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、中長期的な業績と連動させて、持続的成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、金銭報酬との割合を適切に設定するものとしております。業務執行取締役は、取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとしております。

- ⑤ 固定金銭報酬、業績連動報酬又は非金銭報酬の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて、具体的な割合については役員人事・報酬諮問委員会における検討を行います。

業務執行取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、役員人事・報酬諮問委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で業務執行取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬に関する業績指標の目標値が達成された場合には、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬は66.7：22.2：11.1としております。

- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定権限を委任することとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各業務執行取締役の担当業務の業績を踏まえた業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）の評価分配としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重するものとしております。

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会で業務執行取締役の個人別の割当株式数及びその現物出資財産としての金銭債権の額を決定するものとしております。

ウ 取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役の個人別の報酬等（基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与））の内容の決定を、代表取締役社長梅林豊志に委任しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等（基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与））の内容については、代表取締役が、役員人事・報酬諮問委員会による審議及び取締役会に対する答申を最大限尊重して決定しており、また、取締役の個人別の報酬等（非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬）については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会で業務執行取締役の個人別の割当株式数及びその現物出資財産としての金銭債権の額を決定していることから、取締役の個人別の報酬等の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

エ 監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定められた監査役全員の報酬限度の範囲内で決定しております。

監査役については、基本報酬である月例の固定金銭報酬のみを支給しており、その個人別の報酬は監査役の協議により決定することとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基 本 報 酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	148,401千円 (16,800千円)	97,411千円 (16,800千円)	37,908千円 (-)	13,081千円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19,200千円 (9,600千円)	19,200千円 (9,600千円)	- (-)	- (-)
計	10名	167,601千円	116,611千円	37,908千円	13,081千円

(注) 1. 上記には、2022年5月17日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬に関する事項

- (1) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
業績指標の内容は下記(2)の表のとおりとなります。これらの指標を選択した理由は、企業価値の持続的な向上を図り株主利益に連動させるものとして、当期の業務執行の成果を統合的かつ客観的に示すものであると判断したためであります。
これらの指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を当事業年度に係る業績連動報酬の額としております。
- (2) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標に関する実績

業績評価指標	目 標	実 績
	(2022年4月5日発表)	(2023年4月5日発表)
売 上 高	26,400百万円	26,505百万円
営 業 利 益	2,126百万円	1,803百万円
当期純利益	1,575百万円	2,665百万円
R O E	10%	8.5%

4. 非金銭報酬に関する事項

後記「(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」記載の譲渡制限付株式（譲渡制限期間は取締役の任期期間とし、取締役の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する。）を付与しております。その交付状況は前記「II 6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長梅林豊志にその具体的内容の決定権限を委任しており、これに基づき、代表取締役社長は、取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各業務執行取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）の評価配分としております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、代表取締役社長に対して委任した当該権限が適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重するものとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2016年5月17日開催の第53回定時株主総会において、限度額を年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。

さらに、2021年5月18日開催の第58回定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度として、取締役（社外取締役を除く。）に対して年額50百万円以内の範囲で金銭債権を支給し、当該金銭債権の支給を受けた取締役が同金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式を合計年50,000株以内で割り当てること、並びに当該普通株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の報酬等の額は、2008年5月16日開催の第45回定時株主総会において、限度額を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当社と当該法人等との関係
社外取締役	日 置 政 克	THK株式会社 社外取締役 株式会社すき家 社外取締役	—
	佐々木 道 夫	東京エレクトロン株式会社 社外取締役 株式会社SHIFT 取締役副社長	—
社外監査役	竹 内 隆 夫	竹内総合法律事務所 所長	—
	木 村 恵 子	木村恵子公認会計士事務所 所長 株式会社みやこ不動産鑑定所 代表取締役	—

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	日 置 政 克	14/14回	—	グローバル企業かつ製造業における経営部門での責任者としての見識・経験に基づき経営体質の改善に向けての重要な発言をいたしております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役の選任及び取締役の処遇などの客観性と公正性の確保において適切な役割を果たしております。
	佐々木 道 夫	14/14回	—	経営者としての立場から営業やマーケティングの分野に関する幅広い経験・知識に基づき企業価値向上の要諦となる発言をいたしております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役の選任及び取締役の処遇などの客観性と公正性の確保において適切な役割を果たしております。
社外監査役	竹 内 隆 夫	14/14回	14/14回	弁護士としての企業法務等に関する専門的知見に基づき、取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、また、監査役会でも、内部統制の有効性等について、適宜発言をいたしております。
	木 村 恵 子	14/14回	14/14回	公認会計士・不動産鑑定士・税理士としての専門的知見に基づき、取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、また監査役会でも、内部統制の有効性等について、適宜発言をいたしております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

なお、瑞光（上海）電気設備有限公司の計算書類関係の監査をEY中国が行っております。

2. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

37,950千円

3. 会計監査人に当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47,323千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA等4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 非監査業務の内容

当社子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である合意された手続業務を委託し、その対価を支払っております。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、紙おむつ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして、時代の変化に対応する柔軟な発想を持ち、国内はもとより海外にも積極的に事業展開し、ユーザーのニーズに応える受注体制で事業基盤を拡大することにより、世界の人々へ貢献できる企業へと発展していくことを目指しております。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする、当社に関わる様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、中長期的な視点に立った企業活動を行うことで当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模な買付も自由であり、最終的には上記のような観点から株主の皆様が判断されるべきであると考えております。しかしながら、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう可能性がある大規模な買付行為がなされた場合の具体的な対応策等につきましては、状況に応じ然るべき対策を株主の皆様にお諮りすることも含め、今後とも慎重に検討をすすめます。

VII 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な施策のひとつと考えて経営にあたってまいりました。この基本的な考えのもと、剰余金の配当については、株主の皆様からの投下資本に対するリターンとの見地から連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向30%を目標に安定的かつ継続的な成長を目指しております。また、自己株式取得については、戦略投資や財務状況を総合的に勘案しつつ、1株当たりの株主価値と資本収益性の向上にとって必要と認める場合には、適宜実施することとしております。

当事業年度は、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、2022年11月1日に実施した中間配当8円10銭と2023年5月18日開催予定の第60回定時株主総会における剰余金の処分議案の承認可決を条件とした期末配当17円10銭（普通配当8円10銭、特別配当9円00銭）を合わせ、1株当たりの年間配当を25円20銭とさせていただく予定であります。

当事業年度の自己株式取得については、単元未満株式の買取りなど軽微なものを除き実施しておりません。

今後とも不透明な経営環境が続くことが想定されますが、引き続き業績向上と財務体質強化に取り組み、株主の皆様に対する利益還元につなげてまいります。

連結貸借対照表

(2023年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	31,180,853	流 動 負 債	8,633,333
現金及び預金	14,030,961	支払手形及び買掛金	2,025,841
受取手形、売掛金及び契約資産	10,027,238	電子記録債務	2,746,077
電子記録債権	817,610	1年内返済予定の長期借入金	250,000
商品及び製品	134,534	リース債務	8,337
仕掛品	3,441,415	未払金	630,460
原材料及び貯蔵品	1,561,662	未払法人税等	321,904
未収消費税等	539,852	未払消費税等	135,882
その他	627,578	契約負債	2,009,487
固 定 資 産	18,462,285	賞与引当金	318,510
有形固定資産	16,096,423	役員賞与引当金	32,400
建物及び構築物	8,546,703	製品保証引当金	58,562
機械装置及び運搬具	1,042,128	その他	95,868
土地	5,859,349	固 定 負 債	7,921,364
リース資産	10,354	社 債	5,000,000
建設仮勘定	159,324	長期借入金	2,500,000
その他	478,562	資産除去債務	27,142
無形固定資産	717,294	リース債務	9,611
ソフトウェア	345,383	長期未払金	384,611
その他	371,910	負 債 合 計	16,554,698
投資その他の資産	1,648,568	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,309,582	株 主 資 本	31,504,751
退職給付に係る資産	17,585	資 本 金	1,888,510
繰延税金資産	264,696	資 本 剰 余 金	2,797,720
破産更生債権等	12,151	利 益 剰 余 金	27,396,530
その他	56,703	自 己 株 式	△578,009
貸倒引当金	△12,151	その他の包括利益累計額	1,502,488
資 産 合 計	49,643,139	その他有価証券評価差額金	804,866
		土地再評価差額金	△1,165,229
		為替換算調整勘定	1,862,995
		退職給付に係る調整累計額	△143
		新 株 予 約 権	81,201
		純 資 産 合 計	33,088,441
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,643,139

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年2月21日から
2023年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		26,505,170
売 上 原 価		20,752,114
売 上 総 利 益		5,753,055
販売費及び一般管理費		3,949,729
営 業 利 益		1,803,325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	141,903	
受 取 配 当 金	32,569	
為 替 差 益	244,123	
そ の 他	64,189	482,786
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,480	
社 債 利 息	24,000	
減 価 償 却 費	13,390	
そ の 他	9,443	66,315
経 常 利 益		2,219,796
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	158,988	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	280,480	
受 取 和 解 金	789,750	1,229,219
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3,503	
固 定 資 産 除 却 損	4,582	8,085
税金等調整前当期純利益		3,440,930
法人税、住民税及び事業税	783,369	
法 人 税 等 調 整 額	△ 7,505	775,864
当 期 純 利 益		2,665,065
親会社株主に帰属する当期純利益		2,665,065

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,756,767	流 動 負 債	5,280,706
現金及び預金	2,962,206	買掛金	859,003
電子記録債権	817,610	1年内返済予定の長期借入金	250,000
受取手形、売掛金及び契約資産	10,261,403	電子記録債務	2,746,077
原材料及び貯蔵品	477,984	リース債務	1,279
仕掛品	1,220,472	未払金	405,531
前渡金	135,454	未払法人税等	62,983
前払費用	56,231	契約負債	592,825
関係会社短期貸付金	193,875	預り金	18,810
その他	631,528	前受収益	764
固 定 資 産	19,141,859	賞与引当金	210,000
有形固定資産	13,367,945	役員賞与引当金	32,400
建物	6,383,958	製品保証引当金	26,787
構築物	308,666	その他の	74,242
機械及び装置	418,340	固 定 負 債	7,910,782
車両及び運搬具	253	社債	5,000,000
工具、器具及び備品	379,558	長期借入金	2,500,000
土地	5,781,182	リース債務	1,918
リース資産	2,763	長期未払金	378,722
建設仮勘定	93,221	資産除去債	27,142
無形固定資産	237,688	その他	3,000
ソフトウェア	237,004	負 債 合 計	13,191,489
電話加入権	683	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	5,486,222	株 主 資 本	22,986,299
投資有価証券	1,309,582	資本金	1,888,510
関係会社株式	887,465	資本剰余金	2,797,720
関係会社出資金	2,954,500	資本準備金	2,750,330
関係会社長期貸付金	50,000	その他資本剰余金	47,390
長期前払費用	33,580	利 益 剰 余 金	18,878,078
前払年金費用	17,791	利益準備金	206,864
繰延税金資産	267,052	その他利益剰余金	18,671,214
破産更生債権等	12,151	固定資産圧縮積立金	100,992
その他	16,252	別途積立金	10,500,000
貸倒引当金	△12,151	繰越利益剰余金	8,070,221
資 産 合 計	35,898,626	自 己 株 式	△578,009
		評価・換算差額等	△360,363
		その他有価証券評価差額金	804,866
		土地再評価差額金	△1,165,229
		新 株 予 約 権	81,201
		純 資 産 合 計	22,707,136
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,898,626

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年2月21日から
2023年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,223,813
売 上 原 価		11,081,076
売 上 総 利 益		3,142,736
販売費及び一般管理費		2,609,946
営 業 利 益		532,790
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,554	
受 取 配 当 金	133,258	
受 取 賃 貸 料	7,740	
為 替 差 益	63,189	
そ の 他	23,275	229,018
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,447	
社 債 利 息	24,000	
賃 貸 収 入 原 価	10,376	
減 価 償 却 費	13,390	
そ の 他	5,452	72,667
経 常 利 益		689,141
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	158,715	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	280,480	439,196
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,389	
固 定 資 産 除 却 損	4,104	5,493
税 引 前 当 期 純 利 益		1,122,844
法人税、住民税及び事業税	493,692	
法 人 税 等 調 整 額	△178,609	315,082
当 期 純 利 益		807,761

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社瑞光の2022年2月21日から2023年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社瑞光及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年 4月10日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社瑞光の2022年2月21日から2023年2月20日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月21日から2023年2月20日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月10日

株式会社 瑞 光 監査役会

常勤監査役 岩 室 直 ㊟

監 査 役 竹 内 隆 夫 ㊟

監 査 役 木 村 恵 子 ㊟

(注) 監査役竹内隆夫及び監査役木村恵子は、社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な施策のひとつと考えて経営にあたっております。この基本的な考えのもと、剰余金の配当については、株主の皆様からの投下資本に対するリターンとの見地から連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向30%を目標に安定的かつ継続的な成長を目指しております。なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

つきましては、2023年2月期の期末配当を、1株当たり17円10銭（普通配当8円10銭、特別配当9円00銭）とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項及びその総額

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円10銭
（普通配当8円10銭、特別配当9円00銭）
総額450,556,135円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年5月19日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合の年間配当金は、中間配当8円10銭と期末配当17円10銭、合計25円20銭となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループにおける今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開を見据えて、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

また、当社は、取締役会の監督機能の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンスの強化を図り、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

このほか、取締役会の柔軟な運営を可能とするため、現行定款第22条（取締役会の招集権者および議長）を変更し、取締役会の招集権者及び議長を取締役会においてあらかじめ定めた取締役とするものであります。

さらに、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができる旨の条項として現行定款第27条（社外取締役との責任限定契約）の変更を行うものであります。なお、現行定款第27条（社外取締役との責任限定契約）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

その他、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導</p> <p>(1) 生理用ナブキン、紙オムツ、母乳パッド、ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械</p> <p>(2) 医療機器・医療機器中間材料等製造機械</p> <p>(3) ペットケア用品製造機械</p> <p>(4) 繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置</p> <p>2. 古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入</p> <p>3. 不動産の賃貸、売買および管理</p> <p>4. 電気および熱の供給</p> <p>5. 労働者派遣事業</p> <p>6. 金融業、総合リース業</p> <p>7. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業</p> <p>8. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導 (新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導</p> <p>(1) 生理用ナブキン、紙オムツ、母乳パッド、ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械</p> <p>(2) 医療機器・医療機器中間材料等製造機械</p> <p>(3) ペットケア用品製造機械</p> <p>(4) 繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置</p> <p>2. 古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入</p> <p>3. 不動産の賃貸、売買および管理</p> <p>4. 電気および熱の供給</p> <p>5. 労働者派遣事業</p> <p>6. 金融業、総合リース業</p> <p>7. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業</p> <p>8. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導</p> <p>9. <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業、第一号事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>9. 前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導</p> <p>10. 前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入</p> <p>11. 前各号に付随する一切の業務</p>	<p>10. 前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導</p> <p>11. 前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入</p> <p>12. 前各号に付随する一切の業務</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第6条～第9条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定</u>によって選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は<u>10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、<u>その議長</u>となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序</u>により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>ただし、当該取締役に事故があるときまたはこれが欠けたときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</p>
<p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第28条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。</p>	
<p>(監査役の選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期)	(削 除)
<p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
(常勤の監査役)	(常勤の監査等委員)
<p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第29条 監査等委員会は、その決議によって、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
<p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p>
(新 設)	
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
<p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
(監査役の報酬等)	(削 除)
<p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
(社外監査役との責任限定契約)	(削 除)
<p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>附 則</p>
	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第60回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する株式数
1	【再任】 うめ ぼやし とよ し 梅 林 豊 志 (1963年9月29日生)	1990年4月 当社入社 2002年4月 当社設計部長 2003年5月 当社取締役設計部長 2009年4月 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事（現任） 2011年1月 当社取締役 2018年3月 当社代表取締役副社長執行役員COO 2018年5月 当社代表取締役副社長COO 2020年5月 当社代表取締役社長CEO（現任） 【取締役候補者とした理由】 梅林豊志氏は、当社代表取締役社長として中期経営計画の実現に向けて強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、当社グループの事業及び経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しており、長年にわたり当社取締役として、当社グループの成長と発展に貢献してまいりました。今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。	35,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 株式数
2	<p>【再任】</p> <p>徐毅 (1974年6月28日生)</p>	<p>1998年2月 当社入社</p> <p>2003年12月 瑞光（上海）電気設備有限公司 へ出向</p> <p>2013年5月 同社副総経理</p> <p>2015年5月 同社総経理（現任）</p> <p>2016年5月 当社執行役員</p> <p>2017年5月 当社取締役執行役員</p> <p>2017年6月 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事長（現任）</p> <p>2018年3月 当社取締役執行役員 アジアエリア統括部長</p> <p>2018年5月 当社取締役 アジアエリア統括部長</p> <p>2020年5月 当社取締役 グローバル統括部長</p> <p>2021年5月 当社取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 徐毅氏は、中国拠点の礎を築き、強いリーダーシップを発揮して、当社中国事業の成長を牽引してまいりました。その経営能力は当社取締役会の活性化に資するものであり、今後とも当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてまいりました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 株式数
3	<p>【再任】</p> <p>あさ だ のり ひろ 浅田 哲 弘 (1956年12月14日生)</p>	<p>1979年4月 日興証券株式会社(現SMB C 日興証券株式会社)入社</p> <p>1996年9月 同社アジア香港社長</p> <p>1999年5月 東京三菱証券株式会社(現三菱 UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社)入社</p> <p>1999年7月 同社三菱セキュリティーズイン ターナショナル(ロンドン)副 社長</p> <p>2004年4月 同社本社投資銀行第一部部長</p> <p>2006年7月 同社エクイティ営業部長</p> <p>2008年4月 同社ソリューショングループ長</p> <p>2010年6月 国際投信投資顧問株式会社(現 三菱UFJ国際投信株式会社) 常勤監査役</p> <p>2016年4月 株式会社コンサルティングオフ イスASADA代表取締役社長</p> <p>2022年1月 当社入社経営戦略部長</p> <p>2022年5月 当社取締役(現任)</p> <p>2022年7月 瑞光(上海)電気設備有限公司 監事(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>浅田哲弘氏は、30年以上にわたる証券会社での経験を活かし、約1年半の間、株式会社コンサルティングオフィスASADAのコンサルタントとして当社の経理・財務に関して現行業務の改善だけでなく、高い視座での中長期的な取り組みに関する助言をしてまいりました。当社入社後は、IR活動の企画推進等にも注力して企業価値向上に努めております。また、海外での駐在経験もあり、経営経験も有していることから当社の企業価値向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、各候補者の再任が承認された場合には引き続き被保険者となります。なお、当社は、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象とされる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補償いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する株式数
1	<p>【新任】 ひ お き ま さ かつ 日 置 政 克 (1950年7月30日生) 社外取締役候補者</p>	1975年4月 株式会社小松製作所入社 2004年4月 同社執行役員 2008年4月 同社常務執行役員 2012年7月 同社顧問 2014年6月 THK株式会社 社外取締役(現任) 2014年11月 株式会社すき家本部 (現株式会社すき家) 社外取締役(現任) 2015年4月 立命館大学大学院 経営管理研究科客員教授 2016年5月 当社社外取締役(現任) 2021年11月 瑞光(上海)電気設備有限公司 董事(現任)	一株
		<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 日置政克氏は、グローバル企業で培われた経営や人事・総務に関する高度な見識と豊富な経験を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員長として委員会に出席し積極的に意見を述べていただいております。同氏には引き続き業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っていただくことを期待し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する株式数
2	<p>【新任】</p> <p>たけのうち たか お 竹内 隆夫 (1950年12月3日生)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>1977年4月 弁護士登録</p> <p>1977年4月 三宅合同法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)アソシエイト弁護士</p> <p>1984年4月 同事務所パートナー弁護士</p> <p>1988年4月 竹内総合法律事務所所長(現任)</p> <p>2008年5月 当社社外監査役(現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>竹内隆夫氏は、当社のガバナンス向上のために、弁護士としての企業法務に関する豊富な専門的知見を活かして、2008年5月から現在まで当社の社外監査役としての監査業務において適切な役割を果たしてきました。かかる実績を踏まえ、当社の業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っていただくことを期待して、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>	一株
3	<p>【新任】</p> <p>いしはら み ほ 石原 美保 (1969年2月17日生)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>1996年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所</p> <p>2002年1月 公認会計士登録</p> <p>2006年2月 株式会社プロティビティ・ジャパン(現プロティビティLLC)入社</p> <p>2009年4月 EYアドバイザリー株式会社(現EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社)入社</p> <p>2010年5月 石原公認会計士事務所(現石原公認会計士・税理士事務所)開設、所長(現任)</p> <p>ひびき監査法人入所(現任)</p> <p>2010年12月 税理士登録</p> <p>2019年6月 株式会社淀川製鋼所社外監査役(現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>石原美保氏は、公認会計士・税理士として事業計画作成支援、事業承継、資産管理、財務戦略等の業務及び会計監査実務に従事しておりました。かかる実績を踏まえ、当社の業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っていただくことを期待して、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、日置政克氏及び竹内隆夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。また、石原美保氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。日置政克氏及び竹内隆夫氏はすでに当該保険契約の被保険者となっております。両氏の選任が承認された場合には引き続き被保険者となります。また、石原美保氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
- 保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②填補の対象とされる保険事故の概要
- 特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補償いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。
4. 社外取締役候補者について
- (1) 社外取締役としての独立性について
- 当社グループと日置政克氏、竹内隆夫氏及び石原美保氏の業務執行者としての兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める独立性基準（後掲【ご参考】社外取締役の独立性基準をご参照ください。）により一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分独立性を有していると判断いたしました。
- (2) 当社子会社の役員
- 日置政克氏は、当社の子会社である瑞光（上海）電気設備有限公司の董事であります。なお、同氏は瑞光（上海）電気設備有限公司の業務執行権限を有しておりません。
- (3) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができることについて
- 竹内隆夫氏及び石原美保氏の両氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (4) 当社の社外取締役及び監査役に就任してからの年数について
- 日置政克氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。また、竹内隆夫氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって15年となります。
5. 当社は、日置政克氏及び竹内隆夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。また、石原美保氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

【ご参考】社外取締役の独立性基準

当社取締役会は、社外取締役の独立性判断基準を以下のように定めて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる候補者を選定するよう努めております。

1 基本的な考え方

独立社外取締役とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいうものとする。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるため、独立性はないと判断する。

2 独立性の判断基準

上記1の基本的な考え方を踏まえて、以下に該当する者は、独立性はないものと判断する。

(1) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

当社または当社の子会社が、当該取引先の意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係がある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当社または当社の子会社との取引による売上高が、当該取引先の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門を通じて、当該兼務先へ直接照会を行う等の方法により、当社及び当社子会社と当該企業との取引関係を調査し、その独立性について判定を行う。

(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

当社の意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係のある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当該取引先との取引による当社の売上高が、当社の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門と協議し、その独立性について判定を行う。

(3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

「多額の金銭その他の財産」の判断に当たっては、会社法施行規則第74条第4項第7号ニまたは同規則第76条第4項第6号ニの「多額の金銭その他の財産」に準じて判断するものとし、当該財産を得ている者の総収入に対する当社からの報酬の依存度が相当程度高い場合には、これに該当するものと判定する。

(4) 過去1年間において、上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者

(5) 以下に掲げる者のうち重要な者の配偶者または二親等内の親族

(a) 上記(1)から(4)に該当する者

(b) 当社の子会社の業務執行者

(c) 過去1年間において、上記(b)に該当していた者

(d) 過去1年間において、当社の業務執行者であった者

【ご参考】本総会終結後の取締役会のスキル・マトリックス

氏名	役位 及び 担当	独 立 性	当社が特に期待する分野							
			経 営 経 験	マ ー ケ テ ィ ン グ 営 業	技 術 開 発	財 務 会 計	人 材 開 発	労 務 法 務	コ ン プ ラ イ ア ン ス 海 外 展 開	
梅 林 豊 志	代表取締役 社長CEO		●	●	●				●	●
徐 毅	取締役		●	●						●
浅 田 哲 弘	取締役		●			●				
日 置 政 克	社外取締役 (監査等委員)	●						●		
竹 内 隆 夫	社外取締役 (監査等委員)	●							●	
石 原 美 保	社外取締役 (監査等委員)	●				●				

※上記スキル・マトリックスは、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年5月17日開催の第53回定時株主総会において限度額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告「IV 会社役員に関する事項」に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合、当社は、本総会終結後の取締役会において、新たに後掲の内容のとおり、対象者を「取締役」としている部分を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」へと変更すること等を予定しております。

本議案の内容は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定しているものであります。また、上記のとおり新たに変更する予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にも沿っており、本議案は必要かつ相当なものであると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

【ご参考】取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（案）

① 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動も考慮した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、固定金銭報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、その職務に鑑み固定金銭報酬としての基本報酬のみで構成する。

② 固定金銭報酬の額又はその決定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、総合的に勘案して決定するものとする。なお、当社は、2008年5月16日開催の第45回定時株主総会において退職慰労金の打切り支給を決議しており、当該決議時点で在籍していた業務執行取締役に対しては、月例の固定金銭報酬に加えて、当該決議及び当社の退職慰労金支給規程に従って、退任後に退職慰労金を支払うこととする。

③ 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためのインセンティブとして位置づけ、各連結会計年度の売上高・営業利益・当期純利益・ROEを業績指標として、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給することとする。

④ 非金銭報酬の内容及び当該非金銭報酬の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、中長期的な業績と連動させて、持続的成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、金銭報酬との割合を適切に設定するものとする。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。

⑤ 固定金銭報酬、業績連動報酬又は非金銭報酬の割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて、具体的な割合については役員人事・報酬諮問委員会における検討を行う。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定にあたっては、役員人事・報酬諮問委員会の答申内容を最大限尊重するもの

とし、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬に関する業績指標の目標値が達成された場合には、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬は66.7：22.2：11.1とする。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定権限を委任することとする。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の担当業務の業績を踏まえた業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）の評価分配とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重するものとする。

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の割当株式数及びその現物出資財産としての金銭債権の額を決定するものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定しているものであり、必要かつ相当なものであると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年5月17日開催の第53回定時株主総会において限度額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内とし、使用者兼務取締役の使用者分給与を含まない。）とすることをご承認いただいております。また、2021年5月18日開催の第58回定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）を対象に譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本現行制度」といいます。）を導入し、本現行制度に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権とし、その総額を年額50百万円以内とすることをご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本現行制度を改め、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たな譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、本制度に基づき、対象取締役に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬を金銭債権とし、その総額を、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠にて、本現行制度と同額の年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、本議案は2021年5月18日開催の第58回定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度と実質的に同一の制度となります。

なお、本現行制度の対象となる取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本制度の概要は下記のとおりとなります。

1. 対象取締役に対して支給する金銭債権の額

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権とし、その総額を、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額50百万円以内といたします。

以上の支給については、役員人事・報酬諮問委員会へ諮問を行い、賛同の答申を得ております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分についても、役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会にて決定することといたします。

2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるもの

とします。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引成立日の終値）とします。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に係る当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社の取締役の地位から退任した時点まで（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、当社の取締役会が予め定める期間（以下、「役務提供期間」といいます。）中、対象取締役が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、当該対象取締役が保有する本株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

- ① 対象取締役が、役務提供期間が満了する前に死亡その他当社取締役会が正当と認める理由によらず、当社の取締役の地位から退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡等における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位から退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役

会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本制度は、上記のとおり、対象取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の本制度の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されております。また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経ており、かつ当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本総会終了後の取締役会において変更予定の内容をいいます。）に沿うものです。さらに、本議案に基づき付与される譲渡制限付株式の上限数（年50,000株）が発行済株式総数（2023年2月20日現在28,800,000株）に占める割合は0.17%とその希釈化率は軽微です。以上から、当社は、本議案による譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会会場行シャトルバス乗り場ご案内図

・ 阪急茨木市駅発

【運行日】 2023年 5月18日 (木)

【発着場所】 阪急茨木市駅 西出口バスバース

・ 阪急茨木市駅 西出口バスバース



当社スタッフが乗り場付近にて誘導を行います。

※当日の道路交通事情によりご到着時間が異なる場合がございます。

・ 運行ダイヤ

阪急茨木市駅 西出口 バスバース発	⇒	楸瑞光着
9 : 10	⇒	9 : 45

復路は当日会場にてご案内いたします。

株主総会会場ご案内図



公共交通機関をご利用の方は、上図記載のバス乗り場をご参照ください。
なお、駐車スペースもございますので、お車でもご来場いただけます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

感染拡大防止及び株主の皆様の安全の観点から、総会会場へご来場される場合には、マスク着用などの感染予防をお願い申し上げます。インターネット等又は書面（郵送）により事前の議決権行使をしていただくことも可能ですので、ご検討ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zuiko.co.jp/>) でお知らせいたします。